

## 厚木市市税条例の一部改正の骨子に関するパブリックコメントについて

### 1 意見募集期間

平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）から平成 29 年 10 月 16 日（月曜日）まで

### 2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 1 人

(2) 意見の件数 4 件

### 3 意見の反映状況

| No. | 反映区分                      | 件数（件） |
|-----|---------------------------|-------|
| 1   | 条例・計画等に反映させたもの            | 0     |
| 2   | 意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの | 0     |
| 3   | 今後の取組において参考にするもの          | 0     |
| 4   | 条例・計画等に反映できないもの           | 0     |
| 5   | その他（感想・質問）                | 4     |
|     | 合計                        | 4     |

### 4 意見と市の考え方

| No. | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映区分 |
|-----|--|---|------|
| 1   | 減税策で待機児童が減少することは良いが、この程度の優遇策で施設が増加するのか。                      | 待機児童対策につきましては、保育の受け皿を拡大するために、認可保育所など施設の計画的な整備を推進しているところです。  | 5    |
| 2   | 厚木市独自の上乗せ策は検討されていないのか。<br>税法に倣えでは子育てにやさしい厚木のアピールにならないのではないか。 | また、県内の自治体では初の取組として、保育士奨学金返済助成金及び保育士転入奨励助成金を今年度創設し、待機児童解消の課題の一つである保育士不足の解消にも積極的に取り組んでいます。<br>このように様々な取組を推進する中で、地方税法の改正を好機と捉え、税制面からもサポートすべきと認識し、特例割合を最大限適用することにより、所有者の税負担を軽減していきます。 | 5    |
| 3   | 緑地の減税が恒久的でないのは如何なものか。<br>暫定税制ではインセンティブにならないのではないか。           | 地方税法による特例措置は、社会経済情勢等の変化により見直されており、適用実績や見込みを踏まえ、必要に応じて特例措置の延長などの改正が行われます。  | 5    |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 4 | <p>緑地確保のため緑の基本計画との関係はどうなっているのか。厚木市独自の補助策も検討すべきではないか。</p> | <p>「厚木市緑の基本計画」に掲げる緑化の推進を税制面からもサポートすべきと認識し、特例割合を最大限適用することにより、所有者の税負担を軽減していきます。</p> | 5 |
|---|--|---|---|

## 5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名            資産税課  
(2) 連絡先              (046)225-2031

## 6 結果公開日

平成 29 年 11 月 30 日 公開